# 指名停止措置の概要

## 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社ティーバランス	東京都足立区綾瀬3-21-13

### 2. 指名停止措置期間

令和7年10月10日から令和7年11月9日まで(1カ月間)

3. 指名停止措置の範囲 参議院所管の工事

#### 4. 事実概要

株式会社ティーバランスは、東京都内の公共工事において、建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳及び同条第4項に規定する施工体系図に、事実と異なる監理技術者の氏名を記載し、発注者に提出し、発注者から指摘されるまで施工体制台帳等の変更を行わなかったため、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、東京都知事より監督処分(指示処分)を受けた。

#### 5. 指名停止措置理由

上記4は、参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成15年4月4日議長決定)別表第2第12号(建設業法違反行為)に該当すると認められる。

別表第2 指定区域内において生じた贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間
(建設業法違反行為)	
12 指定区域※内において、建設業法(昭	当該認定をした日から
和 24 年法律第 100 号)の規定に違反	1カ月以上9カ月以内
し、工事の請負契約の相手方として不	
適当であると認められるとき。	
※指定区域:東京都、埼玉県、千葉県、神	
奈川県、茨城県、栃木県及び群馬県をい	
う。	